# 議会改革調査特別委員会会議録

令和5年1月16日(月) 安平町議会議場

## 1 協議事項

- 1 開 会
- 2 委員長あいさつ
- 3 事 件
  - (1) 議会懇談会の情報共有について
  - (2) 安平町議会の個人情報の保護に関する条例(案) について
  - (3) 議会運営のデジタル化 (ペーパーレス化) の推進について
  - (4) 議案審議等で反対意見があった場合の起立採決の運用について
- 4 閉 会

### 2 出席委員(10名)

職	名	氏			名	職	名	氏		:	名
委員	長	梅	森	敬	仁	副委	員長	工	藤	隆	男
委	員	エ	藤	秀	_	委	員	小笠	E原	直	治
委	員	米	Ш	恵美	<b>美子</b>	委	員	鳥	越	真由	美
委	員	三	浦	恵美	<b>美子</b>	委	員	箱	崎	英	輔
委	員	内	藤	圭	子	委	員	高	Щ	正	人

欠席委員:田村興文

### 3 委員外出席議員

1				_			
	職	名	E	t		名	
	議	長	多	田	政	拓	

### 4 議会事務局出席者

職名	氏 名	職名	氏 名
事務局長	木 林 一 雄	課長補佐	石 塚 一 哉

### 会議の顛末

〔開会 午後4時11分〕

#### 1 開 会

#### 2 委員長あいさつ

〇(梅森委員長) それでは皆さんお疲れのところ誠に恐れ入りますが、只今から第 4回議会改革調査特別委員会を開会します。

初めに田村興文議員から欠席の届け出がありますのでご報告します。 定足数に達していますので、委員会を開催します。

#### 3 事 件

- 〇(梅森委員長) 3、事件から入ります。(1)議会懇談会の情報共有についてを 議題とします。事務局説明をお願いします。
- O (木林局長) はい。手短に説明させていただきます。昨年 11 月下旬に開催した 議会懇談会の会議録が完成しましたので、一枚ものの報告書と合わせて 4 か所 分の会議録を配布しまして情報共有をさせていただきたいということです。

それから会議録については原則公開しているものです。この会議録も公開しますが、個人名とか入っている関係でその辺は整理をして後日個人名を変えたものを作成して公開したいと考えています。

それから最後ですが、会議録をご覧になるとわかるのですが、各班長さんから町の方に要請しますですとか、どこどこの課に申し入れをしますというご発言がありますので、その辺の取り扱いですね。過去のものを見てもそういったケースがなかったものですから。町の方に伝えるものの取り扱いをどうしたらいいのかご意見賜れればと思います。会議録ができましたので、会議録を議長、委員長でもって町の方に引き継ぎながら、口頭で説明しながら町の方に申し送りすればいいのか。その辺のご意見をいただければなと思っています。1件目は以上です。

O(梅森委員長) ありがとうございました。只今の件についてご意見あればお願い します。その前にまず質疑があれば。特にありませんね。ではご意見があれば 伺います。

- 〇(小笠原委員) はい。
- 〇(梅森委員長) 小笠原委員どうぞ。
- (小笠原委員) 私も出まして委員長の方に要請しますとかお願いしますとかあったのだけれども、それは本当にその地域の総体が議論して出しているものなのか、個人でお願いしますって出しているのか、ちょっと私も言っていて頭を傾げるところがあって、それをもう一回その地域で揉んでくれやと言ったら大変なことになるから黙っていましたけれども。そんな意味ではストレートに行くっていうのはどうなのかなと思って。町民の声を聞いて出すっていうのは結構ですけれども、それは個々の議員が一般質問やそれぞれの会議の中でやればいいことであって、総体的にまとめてこうですっていうのは、委員長これまとめきれるのかなと思って、総意としてね。そこ辺りがどうなのかなと思っているのですよ。私自身ね。その点皆さんがいや出すべきだと言うならわかりますけれども、本当に個々の感情と感覚の中で出されたものをストレートにポンっていうのが良いのか悪いのかっていうのはちょっと悩ましいので、私はもうちょっと出すには精査をした方がいいような気がしないわけでもないし、いやそうではない、民意だから出すべきだってあればそれで結構です。以上です。
- O(梅森委員長) わかりました。他に。どうですか。それぞれのグループリーダー で工藤降男さんいかがですか。
- O(**工藤隆委員**) 私は今小笠原委員の話も聞きましたが、やはり書面で出すのか口頭で言うのかがありますから。それはできれば書面では出してほしくないのですよね。どうしても書面で出すと、ここに残っているぞとなった時に必ずそこでこうなるので、できれば口頭で言っていただいて荒立てることがないように進めてほしいなと思います。
- O(梅森委員長) ちょっと確認しますがあれですか。理事者側に対して口頭で申し 入れたり伝える。誰がやるってことになりますかね。
- O(工藤隆委員) そこは委員長か何かがやることになると思いますよ。
- O(梅森委員長) 委員長が行うってことですね。
- 〇(工藤隆委員) うん。
- 〇(小笠原委員) 議長じゃないの。
- O(梅森委員長) 議長と委員長っていう形になるとは思うのですが、そういうこと でよろしいですか。

- 〇(工藤隆委員) はい。
- O(梅森委員長) わかりました。あとはもう一つのグループリーダーの高山委員ど うぞ。
- O(高山委員) 私もお預かりをした件は当然何件が出てきています。ただ、私が思っているのは、この中で出席した議員の皆さんの中でそれぞれがどう捉えてそれを行政側に伝えるかというのも一つのやり方かなと思っています。ですからこれは議員の懇談会ですから議員各位が個人の住民の方からの要望があれば、それをどう伝えるかは議員個々が判断してそれを伝えるのか、もしくはそのままにしておくのかと言ったところにはなるかと思うのですけど。これはあくまでも意見交換ですので、書面にする必要性があるかなと言われたらちょっと低いかなと私は思っています。はい。
- ○(梅森委員長) わかりました。であれば精査することは必要ですよというのは同じでよろしいですね。そうしたらどうでしょうね。議長と委員長の私が精査した上でそれぞれ受け答えした各委員の方に確認をして、その上で伝えるべきものは伝えると。必要のないものについては省略するという取り扱いでよろしいですか。
- 〇(一同) はい。
- ○(梅森委員長) 特に反対がなければ。議長それでよろしいですか。
- (**多田議長**) 事務局、過去事例でこれ報告したことあったっけか。
- 〇(木林局長) はい。
- 〇(梅森委員長) 事務局どうぞ。
- O(木林局長) 過去のを探した時に無かったのですよね。無いのでちょっとどうしたらよろしいですかってことでご相談を申し上げた次第です。

あと先ほど会議録は原則公開ということで、これ公開する予定でお話したのですが今小笠原さんもそうですが、両班長さんから口頭でっていうものですから。そうすると公開しない方がいいのかなとなってくるのですよね。片方は全部喋ったことを公開して片方はちょっと口頭でとなるとおかしな話になってしまうので。その辺の整合性も取れればと思うのですけど。

- 〇(多田議長) はい。
- 〇(梅森委員長) 議長。

○(多田議長) 私よろしいですか。議員懇談会は議会の活動ですので町政に対する 要望等も当然出てくるでしょうけれども、先ほどからあるようにその要望を聞いてそれを行政に伝えるのは議員の役目だと思うのでね。町長も町長で行政懇談会をやっているのですよね。町長のやった懇談会の内容は議会には報告されないですよね、基本的に。ですから過去もそうだったのですね。ですから私としてはこれは公開されるのであれば、中の問題については特別町長であろうが、部局であろうがこれは読むことができますから伝わるのですよね。

あとはやっぱり個々の議員がその問題をどう提起して議員活動に活かしていくかっていうことが大きい主観になるだろうと思いますので、町長部局には特別申し入れをしなくてもOKではないかなと思っています。過去の議長さん方も皆そういう形で来ていたと思っているのですが。

- 〇(小笠原委員) はい。
- 〇(梅森委員長) 小笠原さん。
- O(小笠原委員) 聞いていて、まずいなっていうやつあるんだわ。だからこれ出して開示した時にもう俺はしゃべらないぞってなったら困るのでね。委員長やっぱり全部出せばいいっていうものでなくてね、まずい文章はあるんだ。これ工藤委員長も困ったのがあったから。安平でこんなもう残っていいのかっていうのがあったからね。これどうだろうね委員長。見せてほしいと言われたら見せればいいけれども、まあまあ敢えてこう、うん。
- O(梅森委員長) 開示する必要はないってことですね。
- O(小笠原議員) うーん。ちょっとまずいのがいっぱいあったんだわ。
- ○(梅森委員長) 他の方も同じご意見でよろしいですか。いいですかそれで。
- 〇(木林局長) はい。
- O(梅森委員長) ではそのように決します。それでは、
- O(木林局長) 町の方には伝えないということで。
- ○(梅森委員長) 伝えていないので、いいのではないですかね。
- O(木林局長) はい、わかりました。
- 〇(梅森委員長) では(2)の安平町議会の個人情報の保護に関する条例(案)に ついてということで事務局の方から説明をお願いします。

O(木林局長) すみません。戻って申し訳ないです。今のは町の方には特別お知らせもしないっていうことでいいですね。はい。わかりました。

2番目の個人情報の保護に関する条例の案です。かねて検察庁との協議を行っていましたが、12月7日付けで終了しまして、別添写しのとおり問題なしということでご連絡を受けています。

それで次はパブリックコメントに入ります住民参画手続きですが、広報の締め切りの関係もありまして既に広報の担当には出していますが、このように広報の掲載依頼をしています。それで意見募集の対象は条例本体です。公開する資料については条例案の概要と条例案、それから条例案と改正法を比較した横長の資料の3つを公表してご意見を受けることとしています。閲覧は総合庁舎、総合支所それからホームページに掲載して意見を募集するということです。期間については1月20日金曜日から3週間、2月9日までということです。対象者は記載のとおりです。このような形でパブリックコメントをやるということの確認です。

それで去年この条例の概要説明をした後からパブリックコメントをやるまでの間に条例の中身の文言が結構変わっています。変わった箇所は一覧表で整理したものを付けているのと、あと見え消しでどこを変えたかが赤い字で書いてわかるようにしています。基本的には議長会からの連絡ですとか総務課との協議、それから今総務課で作る条例との整合性を図る関係で文言を訂正しています。大きく変えたのは条例案の第25条の開示請求の期間です。条例案の中を見ていただくとわかるのですが、第25条の開示請求があった時の開示決定までの期間が法律では30日以内に決定しなければならないとなっていたのですが、条例もこれに合わせて30日を予定していたのですが、現行の情報公開条例が14日という規定があるものですから、そことの整合性とか総務課でこれから作る条例との整合性を加味して14日以内にして合わせています。ここが大きく変更した箇所です。

それから最後のページの附則の部分で現行の安平町情報公開個人情報保護審査会条例の一部改正を予定していましたが、この議会基本条例の 45 条と 50 条で審査委員会に諮問できるようになっていますがこの審査会条例の改正を予定していたのですが、ここは総務課の方も法律が変わって町の条例も新しく作るものですから、その際にこの審査会の条例も全部改正するということでお話がありましたので、議会からの一部改正ではなく全部改正の際に議会からの諮問に対応できるようにしていただくということで整理していますので、この部分を削っております。

他は字句の整理、条例を作る際の文言整理ということです。一応パブリック コメントの条例の関係は以上です。

それで今後のスケジュールは条例案の概要等っていうことで一枚ものの両面の紙の最後に今後のスケジュールを作っていますが、パブリックコメントを終わった後に意見を集約して、意見集約後改めて委員会を開催しまして、パブリックコメントの対応状況を公表して3月議会に提案という予定になっています。簡単で申し訳ないですけど以上で条例の説明をさせていただきます。

O(梅森委員長) ありがとうございました。説明が終わりましたので質疑はありま すか。なければ今の説明でよろしいですね。はい。

次(3)ですね。議会運営のデジタル化(ペーパーレス化)の推進について を議題とします。事務局説明お願いします。

O(木林局長) はい。昨年11月29日の全員協議会で町から提案がありました議会 運営のデジタル化、ペーパーレス化ですが、議会からの回答を求められていま す。それで資料にあるとおり(1)から(3)までの案が町から示されてござ います。その他に一切やりませんという選択肢もあるのですが、この中から選 ぶ形になっています。

ご意見いただいて決定する前に議会のペーパーレス化の現状ということで、1つ目は全国町村議会議長会の資料です。令和3年7月1日付けでタブレットを導入した団体が926団体全部であるのですが、導入したのは172団体っていうことで18%弱。

それから2つ目は総務省の資料でして、これはペーパーレス化がどれだけ進んでいるかということで26.5%。これは令和4年1月現在ですが26.5%。裏になりますが3番目は全国市議会議長会の市の取り組みです。市の方も37%で半分行っていません。最後4番目は胆振管内の状況ということで、胆振管内は登別、苫小牧、厚真町でペーパーレス化が実施されているということです。むかわもコロナの補助金を使って機械を入れたのですが、まだペーパーレス化は実施されていないと伺っています。

3番目は、もしペーパーレス化をやるとなった時にはこういった項目の検討が必要だということで整理をさせていただきました。ちょっとスケジュールまではなかなか整理できないものですから調査項目だけということでご理解いただきたいなと思います。

それであとペーパーレス化をやるにあたっての議会の考え方を整理していただければと思っています。以上です。

O(梅森委員長) ありがとうございました。説明が終わりましたので質疑をお受け します。何か質問はありますか。

前回も皆さんからご意見をお伺いしたところですが、この中ほどの町の提案内容について(1)(2)(3)とあります。この中でこの間の皆さんのご意見を集約すると(2)に該当するのかなと考えています。今日決めなければならない理由については皆さんご存知のとおり4月の新年度からの予算の関係がありますので、この時期に意思表示をしてあげないと町の方で困りますよということで。(2)についてはすぐ新年度4月から実施するという意味ではなくて、取り組みをしていくということで順次色んな問題が出てくると思いますが、それをクリアしながらも今年の4月新年度から取り組みを実施するということで予算をきちんと確保していただくということでよろしいのかなと思いますが、他のご意見の方いらっしゃいますか。

〇(小笠原委員) はい。

- 〇(梅森委員長) 小笠原委員。
- O(小笠原委員) 私は導入してやりたい人はやればいいけれども、私はできません から。ちゃんとペーパーレス化が補償されるならば、きちんと資料を出してく れるのであれば進めてもいいのではないですか。できない人に対する保障があ れば。
- O(梅森委員長) そうですね。前回は皆さんそういうご意見だったと思います。それでよろしいですか。特に反対の方がいらっしゃれば。いなければこの(2)で回答するということでよろしいですね。

それでは次に進みます。(4)の議案審議等で反対意見があった場合の起立 採決の運用について議題とします。事務局説明をお願いします。

O(木林局長) 資料の方をお配りさせていただきましたが、議会運営委員会で配った資料と同じものです。ちょっと表題は変わっていますが中身は同じです。前の議会でもありましたが、今、田村議員が休んでいる関係で議案それから意見書で反対討論があった場合に座っている方と起立した方が同じ数になるというところの想定がありますので、前の議会運営委員会でお話をさせていただきました。

それで1ページ目は基本的な表決とはという基本的なことなので飛ばしまして2ページ目の5番目のところから確認ということで読みながらご説明したいと思います。

安平町議会では1人の議員が欠席し起立採決を行った場合、起立した議員と 起立しない議員が同数になることが想定されます。起立した議員と起立しない 議員が同数の場合、一見すると可否同数と思えるかもしれませんが、起立しな い議員の中には反対の他に棄権、態度保留の議員も含まれている可能性がある ため、起立した議員と起立しない議員が同数だから可否同数とは認定されませ んということです。可否同数での認定ができない場合は安平町会議規則第 80 条によりまして、80条第2項になりますが、起立者の多少を認定しがたい時は 投票で表決を採らなければならないというルールになっています。6番目にな りますが起立採決の認定の運用ということで、ここは提案です。長期欠席の議 員が見込まれる現在、起立採決において可否同数になる場面が想定されます が、可否同数のたびに投票を行うことは議事運営上非効率的であると考えられ ます。よって当面の間、起立採決になった場合は、議長が起立採決を宣告する 前に採決で可否同数になることも想定されるので、原案に賛成の議員は起立 し、起立しない議員は反対と見なし、態度保留・棄権の議員は一度議場の外に 出ていただきますようお願いしますということで起立しない議員の態度を明 確にする文言を進行の中で追加し、投票を行わずに起立採決で完結するよう図 って参りたいということでご提案をさせていただきました。

議長は実際にしゃべる中身につい4ページ以降に付けていますが、追加するのは5ページ目の部分です。この採決は起立により行いますが、可否同数にな

ることも想定されるので、原案に賛成の議員は起立、起立しない議員は反対と 見なし態度保留の議員は議場の外に出てくださいという文言を追加させてい ただいて、投票まで持っていかないようにしていきたいなということのご提案 です。前回は議運の皆さんにはご説明したのですが、議員の皆さんには説明不 足で非常にご迷惑をおかけしましたことを改めましてお詫び申し上げますが、 一応そういうことで効率的な運営をさせていただきたいなというご提案です。 ご審議のほどよろしくお願いします。

- O(梅森委員長) ありがとうございました。ではこの説明について質疑はありますか。
- 〇(小笠原委員) はい。
- 〇(梅森委員長) 小笠原委員。
- ○(小笠原委員) 私はそこまでする必要はないと思っています。議長採決一発で同数の場合はやるべきだと思う。根拠は何ですかっていうのはウチには議会基本条例がありまして、安平町会議規則より議会基本条例の方が上です。それで第5章自由討論第9条の2にしっかりと書かれているのですね。議会は、議員提出案件、町長提出案件及び町民提出案件等を審議し結論を出す場合、議員相互の充分な討論を経た合意形成に努め、その経過及び結果について町民に情報を公開し、その内容説明を行うものとするとあるので、棄権っていうのはウチの方は議会規則ではなっていないのです。必ず討論しながらしっかりと出すというふうに私たちは解釈をしていますし。これ平成22年から始まったのですね、議長ね。議論して22年度の4年間の間に、26年の間に議会基本条例を作った経緯もありますから、その経緯を行くならば同数の場合は議長の判断で任せるということでいいのではないかと思うし、私はもし態度保留するとなると基本条例に抵触するのではないかという考え方を持っています。
- O(梅森委員長) ありがとうございます。他にご意見ありますか。違う考えの方は いらっしゃいませんか。
- 〇(鳥越委員) 確認だけお願いします。
- 〇(梅森委員長) はい、鳥越委員。
- O(鳥越委員) 今の小笠原委員のおっしゃったところは抵触するのかどうかだけ確認していただければなと思います。
- 〇(梅森委員長) はい。どうですか。
- 〇(木林局長) はい。

- 〇(梅森委員長) 事務局。
- ○(木林局長) 今の小笠原議員の言われていることが、中身がこれをやると抵触す るかどうかっていうことですか。すみません、その辺は解釈の問題になると思 うのですよね。小笠原さんが作られた時にはそういう解釈で整理されたってい うお話だったので、そういう認識なので今のご発言だと思うですが、我々は全 然関わっていないのですよね。ただこれを読むだけですと、そこは大丈夫なの かなと思いますが、作った方がそういう解釈されるのであればそうなのかなと は思います。ただ、この上の法律をいく地方自治法では、認定できない時は議 長採決できないとなっているのです。だから認定できるかどうかが大きな分か れ目となるのですよね。それで見解が実は2つあって、総務省の方は小笠原さ んが言っている考え方なのです。座っていれば反対だろうと。態度保留とか棄 権はないだろうと。それは総務省の見解です。ただ、ここは色んな説があって、 書いているとおり態度保留、棄権の人もいるだろうと。そっちの方に対応する ためにはこういうやり方をしないと後で言われた時に対応できなくなってし まいますので法律違反だと言われてしまう。なのでこういうやり方をさせてい ただきたいということでご提案させていただいたのですが、小笠原さんが言わ れるのも決して間違いではなくて、総務省の見解はそういうことで見解を示し てしていますので間違いではないのですが、事務局の方はあらゆることに想定 して対応をさせていただきたいということでご提案をした次第です。
- 〇(鳥越委員) はい。
- 〇(梅森委員長) 鳥越委員。
- O(鳥越委員) 以前の予算か決算の時に、あ、違うか。議会の時に以前いた吉岡議員が棄権ということで出られた経緯がありますよね。あれ認められたと思うのですけど。私は棄権とか態度保留っていう部分は議員の権利なのかなと思っていたので、それは織り込み済みで安平町の会議規則になっているのかなと思っていたので。少し同じ時期に作った議員の中でもちょっと見解が違ったのかなと思っているので私はどちらかと言ったら棄権っていうのは権利は持って、棄権という権利は議員は一般的にはあるのかなって。そうであるならばこの追加分があってもいいのかなと思っています。以上です。
- ○(小笠原委員) はい。
- 〇(梅森委員長) 小笠原委員。
- 〇(小笠原委員) 私は反論するわけではありませんが、もしそれが許されるならば あらゆる案件に対して採決の前に私はこの案件については態度できませんの で出ますってことを許されることになるのですよ、同数でなくても。議長がこ

の案件を採決する時にこの案件については私判断できないので棄権とさせていただきますっていうのが通るっていう理屈になるのですよ。それを防ぐためにしっかりとした態度を出しましょうと議会基本条例の中で決めたはずなのです。私の記憶の中では。そんな意味でいくと、もし鳥越議員が言ったみたいなことが良いとするならば、あらゆる場面で私はできませんと出ることが議会として認めることになってしまうので、そこ辺り含めていかがなものかと思うのです。同数の場合だからではなくて、これは棄権ができるのですっていうことになっちゃえば、私は賛成でもない反対でもないこれどうしようもないから出ますってことに議長に言ってやれるってことになって、吉岡さんのあれ、私は間違っている態度だと思っている。自ら議会の権利を棄てたと思っていますから。でもそれは本人が出てしまったから言っているだけであって。私はそうなってくると全ての面について棄権をできるという解釈になってしまうのではないかと思うのですよ。その点についていかがですか。

- 〇(木林局長) いいですか。
- 〇(梅森委員長) はい、事務局どうぞ。
- O(木林局長) これ議員必携の方にも出ているのですが、棄権は絶対やってはダメとは書いていないのですけれども、議員としては良くないですよと。あるまじき行為とは言わないですけど、決して認められるものではないと思うのですけれども、絶対ダメかと言われればそうではないというのが議員必携に一応書いてあるのですね。ですからあらゆる場面でそういう考えで行かざるを得ないのかなと思うのですけど、本来は棄権せずに白黒はっきりするのは議員さんなので、そういう考えは基本なのですけれども、議員必携の方はそういう整理です。はい。
- O(梅森委員長) 他にご意見ありますか。そうするとあれですか。私の方からいいですかね。1人の棄権がどうのこうのではなくて、これが例えばどちらか判断できないからじゃあ3人も4人もこの議場から議員が姿を消すっていうことも当然あり得ることになってしまうので、それはやはり町民に対して議員として責任放棄になってしまうのではないかなという気はするのですよ。ですから小笠原さんが言ったように議員たるものやはり賛成反対の意思表示をはっきりするということでやっていった方がいいのかなという気はしますけれども、他の皆さんの意見はどうですか。
- 〇(木林局長) いいですか。
- 〇(梅森委員長) 事務局の方からどうぞ。
- O(木林局長) あとその棄権、態度保留がよろしくないっていうことであれば、座っている方と立っている方の意思表示をはっきりさせておきたいということ

なので、議長の方からの発言の中で議場から出てくださいっていう発言を削除して、立っている方は賛成、座っている方は反対と見なしますのでっていうところで留めて採決するというやり方もありなのかなとは思うのですけれども。そういうやり方だったらどうでしょうかね。

- O(鳥越委員) すみません、ごめんなさい。
- 〇(梅森委員長) はい、鳥越委員どうぞ。
- O(鳥越委員) 今の全然それでいいのですけど、前回その吉岡議員の時に人を決める場面だったので、人事案だったので、それは自分としては表明できないということで出られたんだと思うのです。でもそれは当然人事についてあまり言わない方がいいという空気の中できっと出られたと思うのですよね。その後は例えば説明してから皆さんにご納得いただいてから入ってくるっていうんですけど、でもそういう場面が今後無いのかなと思って。私はするつもりはないですけど。ただ、それが一切ダメなことなのかってなるとそこまでは行かないのかなと思ったりするのですけど。その辺皆さんはどう思っているのか聞いていただきたいなと思うのですけど。
- 〇(梅森委員長) 他の方いかがですか。
- 〇(箱崎委員) はい。
- O(梅森委員長) はい、箱崎委員どうぞ。
- ○(箱崎委員) 今までの議論を聞いていて思ったのですけど。小笠原議員の言われていることで基本的には良いと思うのですよね。となると結論としては議長が退場を促すような発言をやめて、議長と私はこういう理由で退場するというパターンになっていくのかなって。その事務局からの説明もあったように棄権もそれは議員としてはいかがなものかとあるのだろうけど違法ではないと考えると。なので今までどおりの議長は発言をしていただいて、どうしてもこの議案には俺は賛成も反対も表明できないというのであれば自分で手を挙げて議長に退場したい旨を伝えるという形になるのかなと思うのですがいかがですか。
- 〇(小笠原議員) 委員長。
- 〇(梅森委員長) 小笠原委員。
- 〇(小笠原議員) 箱崎さん、議会基本条例をゆっくり読んでください。ちゃんと。 そこにきちんと双方が議論をして結論を出すという9条の2になっているの で、議論もしないで私は出ませんってことには、では何のために議会基本条例

を作ったのか意味無くなるでしょ。

- O(箱崎委員) いや、議論はしますよ。最後の採決の時に出ていくっていう。それ こを先ほど言われた、
- O(梅森委員長) ちょっと待ってください。ルールを守って発言してください。では箱崎委員どうぞ。
- O(箱崎委員) 私は議論をしないということではなくて、最後に採決になった場合に前回あった2つの例ですかね。そのような形であればいいのではないかと思うのですよね。そうすると前回それが違法だったのかっていう話になってしまうのではないかと私は思うのです。その時誰も違法だぞっていうことは言わなかったのですけどその辺いかがですかね。
- 〇(小笠原委員) はい。
- 〇(梅森委員長) 小笠原委員。
- O(小笠原委員) それは違法ですよ。でも最終的に違法であったって本人が出ていくんだから。前回だってそうだったしょ。記名投票だって書かない人だっていたでしょ。決め合ったって。それは悪いなんて誰も言わないでしょ。そうでしょ。前回もあったでしょ。箱崎議員見たでしょ。札入れやった時記名投票で書かない人がいたでしょ。だからそれは個々人の中でやっていくことであって、それを許してしまったら大変なことになるからね。やっぱりきちんと議論していて賛成も反対もないなんてならないでしょ。反対か賛成討論をやるんだよ。やる時に。私は中間ですなんてならないでしょ、議長に怒られるでしょあんたどっちさって。賛成なのか反対なのかっていう議論がお互いにあるのだから。そういうことは通常起き得ないでしょ。そうでしょ。案件の採決の時の反対賛成討論だから。私はそう思います。
- 〇(鳥越委員) すみません、最後に確認。
- 〇(梅森委員長) はい、鳥越委員どうぞ。
- O(鳥越委員) 全然気持ちはわかりますし、そうだとも思うのですけれども。でも 最悪違法という行動を犯した人が居たとすれば、その違法に対してどういう今 度は処罰なり何かあるのかどうかっていうのを確認させていただければなと 思います。
- 〇 (**小笠原議員**) 議長無いよね。議会基本条例に違反しても。
- ○(多田議長) はい。

- 〇(梅森委員長) はい、議長どうぞ。
- ○(多田議長) 小笠原さんから今発言があったようにこの条例の小委員会で検討し たメンバーの一人でして、議会が棄権するっていうことは想定していないので す。本来はこういう条例の中に、条例一つ一つに対して説明文が付くのです。 この条例の解釈はこうですよっていう逐条解説っていう。それをあえて付けて いないのですこれも。なぜかというと議員が議員のための条例を作ったのに、 それに逐条解説が要るかと小委員会でなったのです。その中で勉強して小笠原 委員が言うように責任を果たすための条例だから当然言われたように棄権と いうのはあり得ないと。だから逐条解説も入っていないのです。他の部分につ いても。ですから条例を読んで自分の信念に基づいてそれに合う議員活動をし てくださいっていうことが基本になっていたのものですからこういうことで す。もうちょっとそれを考えていただくと、この基本条例には違反します。確 かに。でも懲罰がありません。しかも懲罰委員会を作って懲罰することもでき るのです、委員会条例上は。皆の合意したことを破ることになる。但し、それ に対する罰則規定はゼロなので。それで懲罰を受けた議員が今度公平委員会、 いわゆる上の条例を下に告発されるとそれは負けます。告発した方が勝ちま す。なぜかというと上の条例の方が自治法の方が上ですから。ですからそれを 考えると僕は今この問題については議事進行上のことですし、それであれば今 ここにいる議員の皆さん方が替成討論、反対討論をして採決に入った時に替成 の方の起立を求めますよね。その起立で着席の人の扱いをどうするかをここで 合意してもらえれば議長がわざわざ賛成反対の反対の意思表示をしたと見な すことができるのですね。それが嫌だっていう人は議会基本条例に違反はしま すが自分の権利を行使することは止められないのです議長は。ですから挙手を して退席を求められたらそれは認めざるを得ませんので、その中で改めて採決 する形になりますから。事務局で用意してくれたあえて反対の意見になります よっていうことを告知しなくても皆さんが合意してもらえれば従前どおり言 わないで採決をとります。座っている人は反対と見なしていきますのでね。そ れでいけば良いような気がしますがいかがですかね。
- O(梅森委員長) 申し合わせ事項としてですか。
- 〇(多田議長) そうです。
- O(梅森委員長) しかし、はっきりさせるためにやはり反対と見なすという文言も 必要かなと思うのですよね。私個人で申し訳ないけれども。
- O(多田議長) そこは、
- ○(梅森委員長) それがあえて要らないっていうことにはならないと思うので。

- O(**多田議長**) ここの中で今皆さんの中でそれは反対と見なすというふうに合意してもらえれば、わざわざ毎回それを告知することはないですよね。
- O(梅森委員長) どうでしょうね。私たちの相互の判断になってきますので、皆さんのお考えで決定できることだと思うのですが。他の方はいかがですか。三浦さんどうですか。
- ○(三浦委員) この議論で蒸し返してしまうと過去の意見書案の採決も座っている 人は態度保留がいたのではないかとかになっちゃうと思う。1人でも態度保留 がいたとしたら今度議長採決だったのではないかなって蒸し返してしまうの で、ここでわからないけれど、そういうふうに思う人もいると思うのですよ。 それだったらここできちんと合意をして、いちいち言わなくても反対と見なす と。どうしても無理な人は抵触するけれども出ていくっていう自分の責任とし てやると。最大限きちんと職務、権利を全うしてやるということで今議長が言 ったとおりでよろしいのではないかと私は思うのですけどいかがでしょうか。
- 〇(小笠原委員) 委員長。
- 〇(梅森委員長) 小笠原さん、どうぞ。
- O(小笠原委員) 先ほど局長が言ったようにある面では条例で決まっても出たいという人がいる人もいるのだから。もし採決に加わりたい人はどうぞって、私は言っても構いませんよ。言って退席してもそれは別に。それは皆町民は見ていますから。なんだこの人ってなるだけであって。それはどうしても私はなんぼこうだと言ったって私はできないと言われたらどうもならない。だから局長言ったみたく議長の方でこれについては退席をしたい人は申し込んでくださいで、
- O(**多田議長**) それだって条例で決まっているものだから、議長の方から突く必要 はない。挙手して退席してもられえば。
- 〇(小笠原委員) 手を挙げてね。
- O(三浦委員) 何も言わないで手を挙げて出ていけばいいですよ。
- (多田議長) 退席しますってね。
- 〇(鳥越委員) すみません。
- 〇(梅森委員長) 鳥越委員どうぞ。
- ○(鳥越委員) 作った時の議員が減ってきた中で、前回の吉岡議員が出ていかれた

とかってあるのかなと思う時に、このさっきどなたかがおっしゃった5ページの起立しない議員は反対と見なしって、今後のまた新しく入ってくる、今じゃない、今は合意できると思うのですけど、次の期のことも考えると態度保留、棄権の議員はまでは言わなくてもいいのですけど、起立しない議員は反対と見なしますと。皆さんそれでいいですねっていうことぐらいは言っていただいた方が今後の町民に対しての議会のルールも見えやすいのかなと思うですけどいかがかなと。

- 〇(梅森委員長) 他の方いかがですか。
- 〇(米川委員) はい。
- 〇(梅森委員長) 米川委員。
- ○(米川委員) 私も議長がわざわざ態度保留、棄権の議員は議場の外に出ていただきますって、そこは言わなくてもいいと思います。起立しない議員は反対と見なしますっていうそれだけでいいと思います。それで賛成も反対も表明したくない人は自分で手を挙げて出ていけばいいことではないかなと思っていますけど。
- O(梅森委員長) わかりました。概ね意見は出尽くしたと思うのですが、要は採決 の際議長が賛成の方の起立を求める。念押しのために起立をしない方について は反対と見なしますという念押しの文言を加えて運営しましょうという方が 多いかなというふうに聞いていたのですがいかがですか。ではそういうことに 決めたいと思います。他にないね。

それではありがとうございました。他に何かありますか。なければ以上をもちまして第4回議会改革調査特別委員会を終了します。大変ご苦労様でした。

**〇(一同)** ご苦労様でした。

#### 閉会 午後 4時50分

会議の経過を記録してその相違ない事を証する為、安平町議会委員会条例第 26 条 第1項の規定に基づき、ここに記名押印する。

令和	年	月	日		
				委員長	
				副委員長	